

一般国道2号笠岡バイパス盛土変状対策検討会 (第1回)

日 時：令和6年7月11日(木) 15:30～
場 所：サンライフ笠岡 第1研修室

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

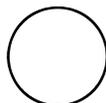
- ・規約について
- ・盛土変状箇所の報告
- ・現地確認

4. 閉 会

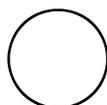
一般国道2号笠岡バイパス盛土変状対策検討会（第1回） 配席表

日 時：令和6年7月11日（木）15:30～
場 所：サンライフ笠岡 第1研修室

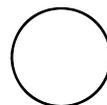
岡山大学
教授 西山 哲



岡山理科大学
教授 佐藤 丈晴

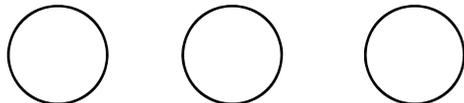


中国地方整備局
道路部
特定道路工事対策官
松岡 弘久

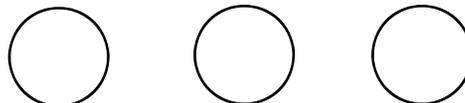


出
入
り
口

事 務 局



報 道 関 係



事 務 局

報 道 関 係

一般国道2号笠岡バイパス盛土変状対策検討会 規約

(目的)

第1条 一般国道2号笠岡バイパス盛土変状対策検討会（以下、「検討会」という）は、一般国道2号笠岡バイパスにおいて発生した盛土変状箇所の対策について技術的助言を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 検討会は、別紙の会員をもって構成する。

(役員)

第3条 検討会に会長を置くこととし、会長は会員間の互選によってこれを定める。
2 会長は、検討会の会務を統括する。
3 会長が職務を遂行できない場合は、会長が指名する者がその職務を代行する。

(検討会の開催)

第4条 検討会は会長が招集する。
2 検討会は、会員の2分の1以上の出席を持って成立する。

(事務局)

第5条 事務局は、岡山国道事務所に置き、検討会の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、その都度検討会において定める。

(付則)

この規約は、令和6年7月11日から施行する。

「一般国道2号笠岡バイパス盛土変状対策検討会」

名 簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 等
西山 哲	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授
佐藤 文晴	岡山理科大学 生物地球学部 生物地球学科 教授
松岡 弘久	国土交通省 中国地方整備局 道路部 特定道路工事対策官

(事務局) 国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所